

原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月二十七日

水野賢一

参議院議長 西岡武夫殿

原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問主意書

二〇一〇年六月に閣議決定されたエネルギー基本計画を見ると、二〇三〇年の国内の発電電力量ベースでの原子力発電の電源比率について明示はされていない。

しかし報道などでは「エネルギー基本計画で原子力発電の割合を現行の二十六パーセントから二〇三〇年には五十三パーセントに引き上げることとしている」という類の表現が多く見受けられる。

これは、同基本計画の根拠となっている資料で「二〇三〇年には原子力発電の割合を五十三パーセント、再生可能エネルギーの割合を十九パーセントにする」とされているからだと推測される。

よって以下、質問する。

一 二〇三〇年における電源比率について、原子力発電「五十三パーセント」、再生可能エネルギー「十九パーセント」という数値は、政府において決定した目標と考えてよいのか、見解を示されたい。また、政府において決定した目標ではないとすれば、どのような位置づけになるのか。

二 二〇二〇年時点における原子力発電や再生可能エネルギーの電源比率について、政府の目標や目安はあるのか。

右質問する。

